

身体障害者福祉法による

診 断 書 記 載 要 領

令和6年3月

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

目 次

第1章 身体障害者障害程度の認定

1	身体障害者福祉法別表について	2
2	身体障害者障害程度等級について	2
	＜身体障害者障害程度等級表＞	3
	＜千葉県身体障害認定基準＞	6
	＜障害程度等級表解説＞	
第1	視覚障害	36
	診断書・意見書の記載上の注意(視覚)	42
第2	聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃく機能障害	46
	診断書・意見書の記載上の注意(聴覚・平衡、音声・言語、そしゃく)	57
第3	肢体不自由	70
	診断書・意見書の記載上の注意(肢体不自由)	87
第4	心臓機能障害	90
	診断書・意見書の記載上の注意(心臓)	101
第5	じん臓機能障害	108
	診断書・意見書の記載上の注意(じん臓)	112
第6	呼吸器機能障害	116
	診断書・意見書の記載上の注意(呼吸器)	121
第7	ぼうこう又は直腸機能障害	124
	診断書・意見書の記載上の注意(ぼうこう・直腸)	129
第8	小腸機能障害	132
	診断書・意見書の記載上の注意(小腸)	137
第9	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	140
	診断書・意見書の記載上の注意(免疫)	154
第10	肝臓機能障害	158
	診断書・意見書の記載上の注意(肝臓)	164
	＜交付日予約における留意事項＞	168

第2章 身体障害者福祉法第15条第1項の指定医について

1	医師の指定基準(審査基準)	171
2	指定医指定申請書記載の留意事項について	175
3	必要とする書類(書式一式)	180

第3章 身体障害者診断書・意見書

	様式一式	188
--	------	-----

第 1 章

身体障害者障害程度の認定

第1章 身体障害者障害程度の認定について

1 身体障害者福祉法別表について

身体障害者の範囲は、身体障害者福祉法の別表により次のとおり規定されている。
別表（身体障害者の範囲）

一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

1. 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
2. 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
4. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
2. 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
3. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
4. 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

1. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能のそう失
2. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

1. 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
2. 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
3. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
4. 両下肢のすべての指を欠くもの
5. 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
6. 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令に定める障害で永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

（注）その他政令に定める障害は、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓の障害とする。「身体障害者福祉法施行令第36条」

2 身体障害者障害程度等級について

身体障害者福祉法は別表により法律的な身体障害者の範囲を規定しているが、さらに省令により障害程度の等級を指定してある。

		六 級					五 級												
備考		1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、 本表中に指定せられておらず、二つの重複する障害が特に 2. 肢体不自由において、七級に該当する障害が二以上重複 する場合は、六級とする。 3. 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合に いては、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とするこ とができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その 他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中指指骨間関節以下の障害をいい、お や指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さ、実用長（上腕において は腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの の）をもつて計測したものを用いる。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測し たものを用いる。					視力の良い方の視力が 三以上〇・六以下かつ他 の視力が〇・〇二以下 のもの					1 視力の良い方の視力が 〇・二かつ他方の視力が 〇・二以下のもの が二以上欠けているもの 以上中心視野の二分の一 两眼中心視野角度が五十六 度以下のもの 两眼開放視認点数が七十 を超えかつ百点以下のもの 两眼中心視野視認点数が 四十点以下のもの					が五〇パーセント以上 の聴力		
		1 両側の聴力 シベルが七〇デ シベル以上の 距離で 聞こえない こと					1 両側の聴力 シベルが七〇デ シベル以上の 距離で 聞こえない こと					が五〇パーセント以上 の聴力							
							障害の著しい					機能障害の著しい							
七 級 肢体不自由のみ		2 1 一上肢の機能の著しい 障害 二上肢の機能を全廃した もの					6 5 4 3 2 1 一上肢の機能を全廃し たもの 二上肢の機能を全廃し たもの 三上肢の機能を全廃し たもの 四上肢の機能を全廃し たもの 五上肢の機能を全廃し たもの 六上肢の機能を全廃し たもの					8 7 6 一上肢の機能を全廃し たもの 二上肢の機能を全廃し たもの 三上肢の機能を全廃し たもの 四上肢の機能を全廃し たもの 五上肢の機能を全廃し たもの 六上肢の機能を全廃し たもの							
		1 両下肢の機能を全廃し たもの 2 一下肢の機能を全廃し たもの 3 一下肢の機能を全廃し たもの 4 一下肢の機能を全廃し たもの 5 一下肢の機能を全廃し たもの 6 一下肢の機能を全廃し たもの					3 2 1 一上肢の機能を全廃し たもの 二上肢の機能を全廃し たもの 三上肢の機能を全廃し たもの 四上肢の機能を全廃し たもの 五上肢の機能を全廃し たもの 六上肢の機能を全廃し たもの					6 一上肢の機能を全廃し たもの 二上肢の機能を全廃し たもの 三上肢の機能を全廃し たもの 四上肢の機能を全廃し たもの 五上肢の機能を全廃し たもの 六上肢の機能を全廃し たもの							
							著しい機能障害					著しい機能障害							
		運動・失調等 を有するもの					劣るもの 失調等 を有するもの					活動的日常生活に 支障をきたすもの							
		運動・失調等 を有するもの					劣るもの 失調等 を有するもの					活動的日常生活に 支障をきたすもの							

別	級	一級	二級	三級	四級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害に より自己の身の辺に 日常生活活動が極度 に制限されるもの	心臓の機能の障害に より家庭内での日常 生活活動が著しく制 限されるもの	心臓の機能の障害に より社会での日常生 活活動が著しく制限 されるもの	心臓の機能の障害に より社会での日常生 活活動が著しく制限 されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害 により自己の身の辺 に日常生活活動が極 度に制限されるもの	じん臓の機能の障害 により家庭内での日 常生活活動が著しく 制限されるもの	じん臓の機能の障害 により社会での日常 生活活動が著しく制 限されるもの	じん臓の機能の障害 により社会での日常 生活活動が著しく制 限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害 により自己の身の辺 に日常生活活動が極 度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害 により家庭内での日 常生活活動が著しく 制限されるもの	呼吸器の機能の障害 により社会での日常 生活活動が著しく制 限されるもの	呼吸器の機能の障害 により社会での日常 生活活動が著しく制 限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の 機能の障害により自 己の身の辺に日常生 活活動が極度に制限 されるもの	ぼうこう又は直腸の 機能の障害により日 常生活活動が著しく 制限されるもの	ぼうこう又は直腸の 機能の障害により日 常生活活動が著しく 制限されるもの	ぼうこう又は直腸の 機能の障害により日 常生活活動が著しく 制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害に より自己の身の辺に 日常生活活動が極度 に制限されるもの	小腸の機能の障害に より家庭内での日常 生活活動が著しく制 限されるもの	小腸の機能の障害に より社会での日常生 活活動が著しく制限 されるもの	小腸の機能の障害に より社会での日常生 活活動が著しく制限 されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイル スによる免疫機能が ほとんど不可能な もの	ヒト免疫不全ウイル スによる免疫機能が 著しく制限される もの	ヒト免疫不全ウイル スによる免疫機能が 著しく制限される もの	ヒト免疫不全ウイル スによる免疫機能が 著しく制限される もの
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害に より日常生活活動が ほとんど不可能な もの	肝臓の機能の障害に より日常生活活動が 著しく制限される もの	肝臓の機能の障害に より日常生活活動が 著しく制限される もの	肝臓の機能の障害に より日常生活活動が 著しく制限される もの	

備考

- 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。
- ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該等級とする。
- 肢体不自由については、七級に該当する障害がある場合は、六級とする。
- 異なる等級については、二以上の重複する障害がある場合は、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、對抗運動障害をも含むものとする。
- 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下を欠くものをいう。
- 上肢又は下肢の長さ又は下肢の長さ、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものを用いる。